



障害福祉サービス事業者の指定事務等の権限を県から市へ移譲

～事業所の設置から運営までの一貫した管理を目指して～

全国的に問題になっている障害福祉サービスに係る給付費の不正請求が、市内事業所でも発覚したのを機に、より適正な事業所の管理と不正受給の防止を目的とするため、大府市では、障害者総合支援法に基づき愛知県が行っている障害福祉サービス事業者の指定事務及び監査事務などを、令和3年4月から、愛知県から権限の移譲を受け、実施します。

この権限移譲による指定、監査事務の実施は、県内の政令指定都市、中核市以外の市では、初めてとなります。

なお、今回の事務の権限移譲は、県から市町村への権限移譲制度を利用し、大府市が愛知県に提案して愛知県事務処理特例条例の改正を受けて行うものですが、国に対しても内閣府の地方分権改革に関する提案募集制度を活用し、障害者総合支援法の改正の提案を行っています。

■現状の事務の課題

現状、大府市が障がい者の支援や給付費の支払を行い、愛知県が指定障害福祉サービス事業者等の指定や監査などの事務を行っているため、事業所に対して設置から運営まで一貫した管理ができていないという課題があります。

■権限移譲の効果

愛知県から権限移譲を受けることで、大府市は、障害福祉サービス事業所を開始する際に申請の受付事務を行うだけでなく、事業所の資格要件や災害対策について新たな基準を設けます。

これにより、大府市では、事業所の概要を事業開始前から把握できるとともに、事業所の人員やサービス状況等の指導監査を行うことで、指定障害福祉サービス事業者等の適正なサービス提供と事業運営、不正防止の強化、利用者の安全確保などを図ることができるようになります。

■移譲される権限

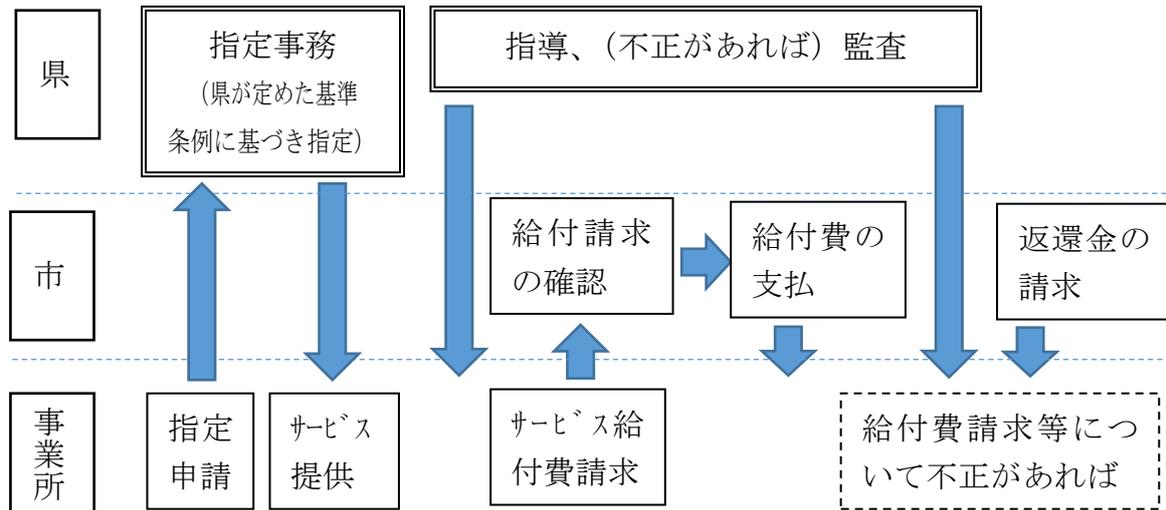
障害者総合支援法に基づいて県が行っているもののうち、以下の内容

- ・指定障害福祉サービス事業者等の指定要件の設定
- ・指定障害福祉サービス事業者等の指定や監査等の事務
- ・指定障害福祉サービス事業所等の人員や運営等に関する基準等の設定

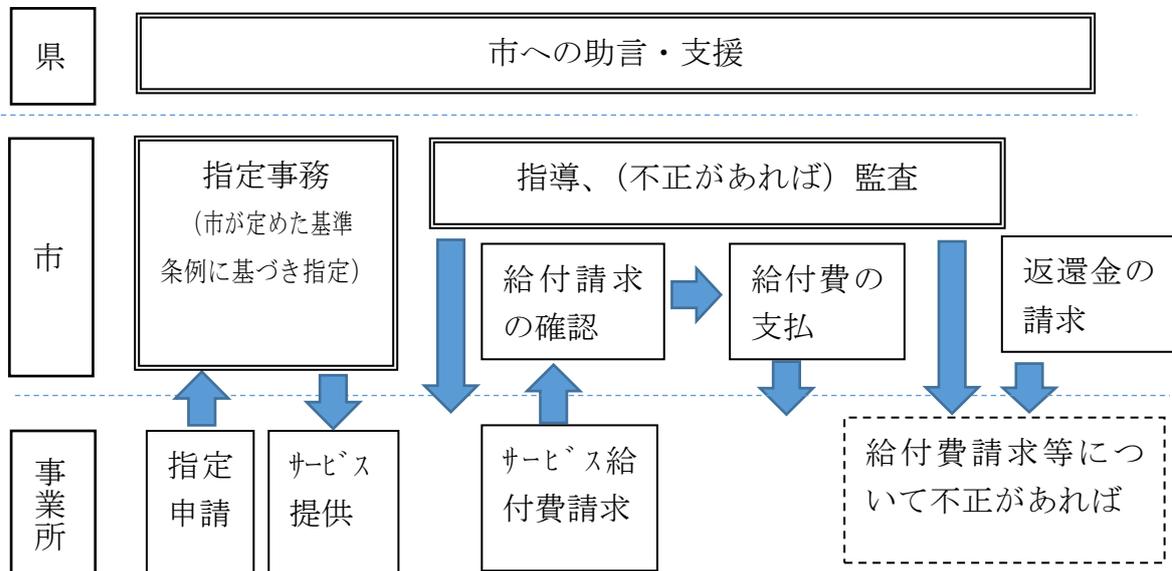


■権限移譲の変容

【権限移譲前の指定障害福祉サービス事業者等の指定等事務の流れ】



【権限移譲後の指定障害福祉サービス事業者等の指定等事務の流れ】



【問い合わせ先】

大府市高齢障がい支援課

担当：夏目 誠二 (ナツメ セイジ)、神田 樹 (カンダ タツキ)

電話：0562-45-6289

F A X：0562-47-3150

E-mail：kourei-shougai@city.obu.lg.jp